

2023 年度事業報告

1. 事業の成果

- (1) 法人全体で事業高 10,648 万円、となりました。前年との比較では 105%で、予算との比較では、103%と増収となりました。内訳として、港北事業所と保土ヶ谷事業所の合計した法人活動時間は、前年を 1,123 時間上回りました。(保土ヶ谷事業所は 2024 年 1 月より順次港北事業所へサービスを移管しています) 法人全体のサービス報酬単価は、4,137 円となり昨年より 30 円あがりました。
- (2) 愛こほり全体で、販売費及び一般管理費は 10,489 万円、前年比 99.4%となりました。結果、経常利益は 159 万円となりました。これに雑収入 35 万円 (コロナ小学校休業補償金と物価高騰対策支援金) がありました。
- (3) 愛こほり全体の税引前当期利益は、194 万円 (前年差+579 万円) となりました。
- (4) 総資産は 2,697 万円 (前年差+50 万円) となり、そのうち自己資本 (正味財産) は、昨年度より 181 万円増加し 1,720 万円となりました。引き続き借入金なし自己資本比率 63.8%と健全な財務体質となっています。

2. 事業内容と主な取り組み

(1) 事業としては、

1) 港北事業所は、横浜市港北区、鶴見区、神奈川区、都筑区、緑区及びその周辺区域において、主に下記の 4 つの区分の事業に、取り組みました。

① 介護保険法に基づく

「訪問介護事業」

「第一号事業」(訪問介護相当サービス事業) (訪問型生活援助サービス事業)

② 障害者総合支援法に基づく

「居宅介護事業」 「重度訪問介護事業」 「移動支援事業」

③ 横浜市受託事業

「産前産後ヘルパー派遣事業」 「児童相談所養育支援家庭訪問事業」

④ 法人独自の「たすけあい事業」

2) 保土ヶ谷事業所は、横浜市保土ヶ谷区、旭区、南区、西区及びその周辺区域において、主に下記の 4 つの区分の事業に、取り組みました。

①介護保険法に基づく

「訪問介護事業」

「第一号事業」(訪問介護相当サービス事業)

② 障害者総合支援法に基づく

「居宅介護事業」「重度訪問介護事業」「移動支援事業」

③ 横浜市受託事業

「産前産後ヘルパー派遣事業」「児童相談所養育支援家庭訪問事業」

④法人独自の「たすけあい事業」

(2) 事業の主な取り組み

1) 新年度スタートの4月に訪問介護員による経済的虐待（利用者宅での窃盗）を発生させました。愛コープ創立以来の不祥事です。事件の究明と2度とこのような事件を起こさない再発防止の取り組みに多くの時間と費用を費やしました。愛コープの倫理基準、虐待防止研修などを日常業務のなかにしっかりと取り入れることで役職員全員が信用を害する行為、不名誉な行為をしないことを確認しました。5月には新型コロナウイルス感染症の扱いが、2類相当から5類へと変更になりましたが、引き続き、感染予防に注意を払い事業をすすめました。またサービス提供時間が増えないなかで、黒字にし、事業を継続するための討議を夏以降進めてきました。

①ハローワークへの登録、内部での人材紹介を推進し、職員の採用をすすめました。

港北事業所で6人、保土ヶ谷事業所2人

②次年度に向け、役職者に若い世代をつけ、運営の世代交代の準備をすすめました。

③登録パート職員から正規職員への登用をすすめました。

港北事業所1人

④今年度から本格的に動き出した経営会議を軸に責任者会、定例会、理事会の意思決定と課題徹底の流れを作り、方針や施策の組織全体での共有化をすすめました。

⑤事業所加算の取得にあたり、加算取得要件を定例会において対象の訪問介護員全員に徹底し、日々の活動のなかで推進してきました。

- ・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達および事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした研修を毎月開催しました。
- ・指定訪問介護、障がい居宅の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項をQRタイムの活用により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から報告を受けました。
- ・事業所の全て（対象の訪問介護員ではない従業員も含め）の従業員が法定の健康診断を受診しました。（2023年8月実施）
- ・事業所加算対象の訪問介護員の個別テーマ研修（年4回）を実施しました。

⑥訪問介護、障がいのアセスメント、モニタリング等の記録、介護計画改定など一連の介護過程が記録された書類として、適時に全利用者分の記載をすることが不十分でした。

⑦個人情報保護、感染症、虐待、人権、苦情対応、緊急時対応など、訪問介護員のレ

ベルと組織運営の質を高めるために、年間計画にもとづいた研修を実施しました。研修の内容として、実際に発生したことの教訓を反映させることに課題を残しました。外部研修は、派遣するヘルパーのやりくりが厳しく、重点として考えていた役職者の研修が十分にはできませんでした。(研修実施報告は6ページ)

- ⑧ かながわ福祉サービス振興会に委託し、訪問介護利用者アンケートを実施しました。概ね満足して頂いている結果となりました。
- ⑨ 行政（区役所、ケアプラザ、学校、児童相談所、保育園）等やケアマネジャー、計画相談員およびご利用者とその家族との連絡は、コロナ感染症の分類が2類相当から5類に変更になり、予定された会議の多くが開催され参加しました。
- ⑩ 責任者会メンバーのOJTが進んでおらず、単独で役割相当の実務を担うことができていません。役職者が仕事の責任を負えるまでに育成されておらず早急に担当分野の行政提出資料の作成や業務に必要なパソコンの操作等の習熟が必要です。

2) 介護保険法、障害者総合支援法、横浜市産前産後派遣事業実施要綱、横浜市児童相談所養育支援家庭訪問事業実施要綱およびそれに関連する法令を遵守し、情報の公開、コンプライアンス経営をすすめました。

- ① 実務に必要なヘルパー手帳（マニュアル）を見直し2023年度版を発行しました。
- ② ホームページに情報の公表として事業内容および処遇改善加算、経営数値等を掲載しました。
- ③ キャリアパスの運用を進め全員の人事考課面接を行いました。業務実績と行動評価による努力給への当てはめは、それに必要な剰余がでなかったことで、業務評価のみとし給与へ連動する努力給の改定は見送りました。次年度は人事考課の結果を努力給に反映させられるように準備を整えました。
- ④ コンプライアンス経営を推進してきたにも関わらず経済的虐待（窃盗）事件を発生させたことを重く受け止め、改めて訪問介護員の使命と役割を確認しました。

3) 理念や目指す方向が共有できる組織との連携を推進しました。

地域の福祉団体との連携を強めました。社会福祉協議会の正会員として分科会活動（在宅福祉分科会）のメンバーとなりました。また横浜市訪問介護連絡協議会（港北区地区版は「ガンバ港北」、保土ヶ谷区地区版は「ワイワイがやがや」）の会員となりました。コロナ禍は収束しましたが、会議の多くが中止となりました。

4) 事業を継続するために事業所を統合する準備を進めました。

2023年夏頃から事業継続のために生産性を引き上げる議論を開始しました。運営体制の変更の議論からスタートし、最終的には保土ヶ谷事業所を2024年3月末で閉鎖し、港北事業所に統合するといったことを決断し、2023年12月から統合に向けた準備を開始し

ました。

統合に合わせて、運営体制を事業3分野（介護、障害、委託事業・たすけあい）と管理部門の4つのグループに編成をし、それぞれの責任者を大幅に変え若い世代へ交替し、かつICTを活用した運営を新年度から開始できる準備をしました。

- 5) サービス提供時間は、コロナ禍が収束したにも関わらず訪問介護で前年差▲1,293時間、たすけあいで前年差▲345時間となりましたが、とりわけ、障害居宅と移動支援が合計全年差+2,240時間と大きく伸びたことにより、全体としては、サービス提供時間は前年差+1,123時間となりました。結果、両事業所あわせた事業高は計画比103.4%、経費は計画比99.4%で、経常剰余は159万円の黒字（計画差+418万円）となりました。

【資料】

A. 事業高/利用時間（2023.4～2024.3）

B. 利用者数（2024.3時点）

事業内容		法人全体	
中分類	小分類	事業高（円）	利用時間数
介護保険法	訪問介護	31,774,783	6,871
	訪問介護相当	10,086,701	2,171
	訪問型生活援助	644,108	216
障害者総合支援法	障害居宅	23,472,146	4,445
	障害移動	17,853,985	4,761
横浜市受託	産前産後	6,579,940	2,545
	養育支援	6,105,020	1,287
独自事業	助けあい	9,462,744	3,323
合計		105,979,427	25,619
利用者数 (人)	訪問介護	73	
	訪問介護相当	37	
	訪問型生活援助	5	
	障害居宅【重度】	22【0】	
	障害移動支援	27	
	産前産後	19	
	養育支援	11	
	助けあい【内併用】	76【40】	
合計		270	

B. 役職員の状況

(1) 役員：理事9人 監事2人

(2) 職員：58人(正規11人、一般パート5人 登録パート42人) 2024.3.31時点)

	資 格	法人全体
①	介護福祉士	17
②	実務者研修	1
③	介護職員基礎研修/ ヘルパー1級	2
④	ヘルパー2級(現初任者研修)	24
⑤	資格なし	14
a	保育士	9
b	幼稚園教諭	4

a, bは①～⑤に含まれています。

C. 研修の状況

〔港北事業所〕

定例会研修(内部研修) ※各研修は30～39名前後の参加

〔保土ヶ谷事業所〕

定例会研修(内部研修) ※各研修は15～19名前後の参加

月	日	2023年度
4月	30日	①守秘義務の徹底・個人情報
5月	28日	②苦情の対応及び連絡ノートの記録
6月	25日	③食中毒及び感染症
7月	30日	④食事介助、口腔ケア
8月	27日	⑤移乗・移動介助及び通院・外出介助、入浴介助、清拭及び整容、排泄介助
9月	24日	⑥生活援助(ヒヤリハット含む)、金銭・鍵管理
10月	29日	⑦人権・尊厳、虐待防止
11月	26日	⑧接遇・利益供与等の禁止
12月	24日	⑨認知症及び認知症のケア、新型コロナウイルスの対応
1月	28日	⑩介護保険、障害居宅のルール(できること、できないこと)
2月	25日	⑪就業規則(処遇改善、給与改定)、労働安全衛生法
3月	25日	⑫事故発生の予防・対応及び緊急時の対応(BCP含む)

※その他、内部研修として新入職員研修を実施しました。